

荒川区告示第 258号

指定障害児通所支援事業所の廃止について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業所を次のように廃止した。

令和8年 7月 29日

荒川区長 滝 口 学

- 1 事業者名及び所在地 株式会社日本拳闘クラブ
東京都荒川区南千住6-46-2
- 2 申請者の名称 代表取締役 矢代 義光
- 3 事業所名及び所在地 ちゃんぷキッズ荒川
東京都荒川区南千住8-12-5
べるぽーと汐入東館けやき通り北四番館
- 4 廃止年月日 令和8年8月1日
- 5 事業の種類 保育所等訪問支援